

特集

パラダイム  
変革期の高度情報社会読本

# 「ME革命」と新しい権利闘争

東京本郷合同法律事務所  
弁護士

古川景一

## 一 はじめに

最近、カラスの鳴かない日はあっても、「ME」という言葉が新聞に登場しない日はない、と思われるほど、ME問題が社会的関心を集め、様々な調査・研究・評論・論文等が発表されている。

MEの導入は、何よりも労働過程そのものに重大な変更と影響を及ぼすものであり、労働者と労働組合にとって、重大な関心事とらざるを得ない。

ところが、MEの問題はなかなか「事件」にならないため、法律実務家である弁護士への取組みが遅れていた。この遅れを取り戻すため、総評弁護

団の労災職業病研究会所属の弁護士が、昨年から、調査研究を開始し、その成果を発表してきた。

これらの取組みは、今日、ME化の進展は伴って発生している権利闘争上の具体的問題と課題を明らかにし、具体的な展望として獲得すべき労働協約の内容を提起したものである。

ME化に伴う権利闘争上の個別具体的な問題や課題についての検討は、右論稿に譲り、本稿は、その前提となる問題を掘り下げることにするものである。具体的には、第一に、資本主義の発展の歴史は、新技術導入による合理化の歴史であり、これにたいする労働者の闘争の歴史であるが、この歴史をどうみるのか、という点である。この歴史評価は、ME化の進展にたいする評価・展望と密接不可分だからである。第二の点は、ME化の

進行が労働過程をどう変化させ、そのことが労働者にどのような変化を与え、ひいては、ME化の進行が労働者と労働組合の権利闘争の質にどのような変化を及ぼそうとしているのか、という問題である。このことは、ME化の進展が日本の労働者の未来と日本の未来とどうかかわるのかを解明する作業でもある。

以下、紙面の都合もあり、言葉足らずの部分も多々あると思うが、私なりの考えの概要を明らかにするものである。

## 二 技術導入と権利闘争の歴史

資本主義の発展の歴史は、新技術の導入の歴史

でもある。資本は、常により多くの利潤の獲得と他の資本との競争にせり勝つ目的のため、新技術を貪欲に導入してきた。資本がある分野での新技術の導入に消極的になるときは、資本がその分野からの撤退過程に入るときであるといっても過言ではない。

この新技術の導入は、常に労働過程に重大な影響を与え、労働者に変化を与え、新たな権利闘争を生み出す重大な要因となった。

## 1 産業革命と権利闘争

イギリスの紡績工業の歴史を見れば、一七六〇年代にアークライト紡績機が誕生し、これにより紡績工場(当時は水力)が家内工業を次第に駆逐し始め、熟練した技術をもたない労働者による生産が可能となったため、長時間・低賃金労働の矛盾を生み出した。この矛盾は、一八〇三年の「徒弟健康労働法」による一二時間労働制を作り出した。さらに、一九世紀初頭になって、動力が水力から蒸気に切り換わることにより、紡績工場が農村部から都市や都市近郊に移ると、労働力として動員されたのは主として都市裏町の子供と婦人であり、家庭の崩壊と過労・栄養失調が蔓延し、マンチエスターにおける労働者の平均寿命は、二〇歳そこそこすぎなくなった。そして、一八三〇年代から四〇年代にかけて紡績部門での機械制工場生産体制が完成した。このような状況は、工場労働者初の全国組織である紡績工の組合を一八二九年に生み出し、厳しい闘争のなかで、一八五三年に一〇時間労働制がたたかい取られるに至ったので

ある。

この労働時間規制は、労働者の階級的団結と闘争の成果であると同時に、長時間・低賃金労働にたよる生産性の低い弱小資本の没落と独占資本の形成を促進する役割を果たした。

## 2 第一次世界大戦後の合理化と権利闘争

第一次世界大戦後第二次大戦までの期間の技術導入による「合理化」を象徴するのは、コンヴェアー・システムによる大量生産方式であった。作業の大幅な細分化・流れ作業体制の実施・そのスピードアップによる極度の労働強化が進行した。八時間労働制の要求は、一八六六年の第一インターナショナル大会決議以来世界的規模での運動となっており、ロシア革命の影響下で創設されたILOは一九一九年にILO一号条約で工業的企業における四八時間労働制を採択するに至っていた。ところが、第一次大戦後一九二三年秋にドイツ労働者の闘争が敗北して以降一九二九年の大恐慌に至るまでの資本主義の相対的安定期には、「生産性向上運動」が展開され、一九二五年にアメリカ労働総同盟(AFL)が大会で「新賃金政策」として支持するに至った。その趣旨は、もし労働者が能率増進に協力するなら、賃金は自動的に増大し、労働時間は短縮され、労働条件は改善されるといふものであった。また、ドイツ労働総同盟(ADGB)も一九二六年に「ドイツ工業全国連盟の覚書と同じく、われわれは、合理化が：福祉向上のもっとも重要な前提だと考える」という覚書を発表した。しかしながら、右「生産性

向上運動」が何をもちこたしたかは、産業統計に端的に示されている。自動車工業を例にとれば、アメリカの自動車生産は一九二一年に年間一五〇万台であったのが一九二九年には四八〇万台にのびている。ドイツの自動車生産では、一九二九年の労働者一人一時間当たりの生産高は一九二五年に比較して二倍になっている反面、賃金は名目で二ないし二四%上がっただけにすぎず、全国の失業もこの間に二倍にふえているのである。この資本主義の相対的安定期において欧米で唯一労働運動が高揚していたのはイギリスであり、一九二六年には、石炭産業の賃下げと労働時間延長に反対してイギリス史上最大のゼネラル・ストライキがおこなわれた。これは、労働組合会議(TUC)の三六五万票対五万票弱という圧倒的労働者の支持のもとでおこなわれたのであるが、指揮統制権が自らの手を離れることを恐れたTUC指導部のスト終結指令で敗北している。こうして、第一次大戦後の作業の大幅な細分化・流れ作業の実施・その大幅なスピードアップといった「合理化」政策の実施とそれによる大量生産は、直ちには労働者の権利闘争の前進には結びつかなかった。たのであるが、一九二九年の大恐慌をもちこたし、労働運動を再構築させた。こうして、合理化政策の進展と過剰生産による一九二九年の大恐慌後の不況下での雇用安定要求とを基盤に、一九三五年にはILO四七号条約で週四〇時間労働制が採択され、一九三六年にフランスで、一九三八年にアメリカ合衆国で法制化されるに至った。この週四〇時間が獲得された最重要な要因は、先にあげた作業の大幅な

細分化・流れ作業体制の実施・そのスピードアップによる極度の労働強化と、これにともなう失業、賃金切下げに対抗する労働運動の高まりであった。

### 3 第二次大戦後の合理化と権利闘争

ヨーロッパ諸国及び日本では、一九五一年ないし五五年以降、大規模な新規設備投資のうねりが始まった。この設備投資の特徴は、生産過程の管理と制御機能を機械装置に遂行させるオートメーションの導入であった。

これにたいする国際自由労連の第五回大会（一五七年）での声明に基づく基本的立場は、「技術工学的変革は、労働者への所得の保障という条件のもとに完全雇用をおこなわなければならない」という条件はつけているものの、「生産方法の改善、とくにオートメーションにふくまれるような広範囲な改善は、生活水準引上の機会を与えてくれるし、労働組合運動はそうした機会を歓迎する」というきわめて積極的なものであった。

他方、世界労連は、一九五六年の総評議会と翌年の第四回世界労働組合大会で、労働者階級は技術の進歩そのものに反対のではなく、技術の進歩の資本主義的利用の仕方に対する反対であり、資本主義諸国においては独占資本の利益のためだけに使われるオートメーションの労働者におよぼす「有害な諸結果」に反対してたたかなければならぬ、との方針を打ち出した。<sup>(3)</sup> ことでの「有害な諸結果」に對置される要求項目は、賃上げ、最低賃金制、賃下げなしの労働時間短縮、失業と解雇にたいする反対ならびに保障の強化・拡大、社

会保障と社会保険の確立・改善ならびに拡大、労働安全の改善、労働災害および職業病にたいする保護の改善、有給休暇の増加、退職年金受給資格年齢の引下げ、雇用主の負担による職業訓練と職業再訓練などである。

こうした「有害な諸結果」に反対する闘争の提起とともに、実践的な戦略が生み出された。それは事前協議の要求である。もともと事前協議の要求は、オートメーションの導入による合理化攻撃に反対してたたかっていたイギリスの労働者の経験と創意のなから生まれたものである。イギリスの合同機械労組全国委員会は、一九五六年の宣言のなかで「事前の協議なしにはオートメーションを導入しないこと」という見解を明らかにした。さらに世界労連金属インテーターも「事前協議」制の確立を挙げ、一九五八年の第三回金属労働者世界大会は、オートメーションに関する独立決議を採択し、その中で「解雇あるいは他の仕事または下級の仕事への転換をもたらすような一切の措置の廃止、このため新しい近代化が企業にとり入れられる場合は、これに先立って労働組合組織は、あらかじめこれに関して相談をうけなければならぬ」との方針が出された。また世界労連公務員インテーターも同様の方針を打ち出した。<sup>(4)</sup>

オートメーション化の進展のもとで、労働組合と労働者は具体的にどうたたかいたい、どのような成果を勝ち取ってきたのであろうか。

一九五五年秋、アメリカのウェスティングハウスの労働者五万五〇〇〇人は、オートメーションの導入に伴う作業の時間測定に反対して、五カ月

間の大ストライキをおこなった。また、一九五五年一月には、ドイツでも賃上げと時間短縮等を要求する石炭と鉄鋼産業労働者一〇〇万人のストライキがおこなわれた。

労働者の闘争を背景に西ヨーロッパでは、時間短縮が実行に移された。西ドイツの男子産業労働者の週労働時間（残業も含む）の推移を例にとると、次のとおりである。

一九五〇年	四九・四時間
一九五五年	四九・八時間
一九六一年	四六・二時間
一九六五年	四五・二時間
一九七五年	四一・二時間
一九八三年	三九・六時間

右推移をみれば、オートメーション導入期であり、かつ、大ストライキのあった一九五五年から六一年の六年間で、三・六時間の大幅時間短縮がなされ、その後の二二年間で五・六時間の時間短縮がなされているのである（ちなみに、日本の一九七七年現在の男子産業計労働者の月間労働時間は一九六時間である）。

「事前協議」の面についても、西ドイツ、イギリス、イタリア、ノルウェー等で一九七〇年代から次々と労働協約が打ち出されている。<sup>(6)</sup>

日本における「有害な諸結果」にたいする闘争の一つの典型例として労災職業病に関する企業内上積み補償協定の締結がある。日本における業務上死傷者数（労災保険新規受給者数）の推移は、次のとおりであり、オートメーションの導入をともなう高度経済成長が、労働者の大幅な生命・健

康破壊をもたらしたことを端的に示している。

一九四八年	四四万七〇〇〇人
一九五五年	五五万四〇〇〇人
一九六〇年	八七万四〇〇〇人
一九六八年	一七一万六〇〇〇人

これにたいして、日本の労働組合運動は一九六八年頃より企業内上積み補償協定締結の闘争に取り組み、一九七〇年代前半までには、ほとんど行き渡って締結にこぎつけた。これほど短期間に全産業的にいっせいに同趣旨の協定がcaちとられた例は、日本の労働協約の歴史のなかで他に例がないといわれている。

#### 4 技術導入と権利闘争の歴史をどう見るか

資本が技術導入を積極的におこなう動機は「生産性向上」による高利潤の獲得と他の資本との競争にせり勝つことにある。そのため、これまでの各時代での新技術の導入は、熟練労働者による手作業の非熟練者による機械作業への代替、人減らしの徹底追求、人間労働の細分化、労働密度の強化、等をともなっていた。

しかし、そのような資本の攻撃は、必然的に労働者の側の反撃をまねかざるをえなかった。それは権利闘争の前進という形で表面化した。その権利闘争の歴史は、労働者の側の主体的力量や組織にも規定されるから、決して平坦な歩みではなく、ジグザグしたコースをとらざるを得なかったが、大局的にみれば、二〇〇年間の歴史の中で労働時間の変遷にみられるように、前進過程にあることは間違いない。

そして、そのことが、資本が新技術を導入する際にもっているねらいや動機を貫徹せず、「有害な諸結果」にたいする一定の改善を行使せざるをえない状況を生み出してきた。

ME化の進展について、今日、これを肯定的にとらえるバラ色の未来論とこれを否定的にとらえる灰色の未来論との両極分化した議論がおこなわれている。その議論について詳細に紹介する余裕はないので省略するが、労働者と労働組合がいかなる権利闘争と具体的運動を展開するのにかよって、今後のME化の進展がどのような方向にどのような形でなされるのが規定されるという視点を欠落させてはならないのである。そして第一次大戦後の「合理化」の一時期のように、資本の側の意図が一方的に貫徹しているかのように見える時期があっても、それは新たな矛盾を引きおこし、労働者の反撃にさらされざるを得ないのである。労働者と労働組合の権利闘争を捨象して、抽象的に、ME化の進展の動向を語ってみても、正しい認識は得られないのである。

### 三 ME化による労働過程の変化

今後、ME化の進展がどのような方向をたどるか、その問題は、労働者と労働組合の権利闘争がどのように展開されるかということにかかっている。では、労働者と労働組合の権利闘争は、どのように展開されるのであろうか。「有害な諸結果」にたいする抵抗と反撃にとどまるのか、それと

も、新たな質をもった権利闘争が展開されるのか、私は、ME化自体が、これまでの技術導入の歴史と異なった質をもっており、そのことが、労働過程を変化させ、労働者を変化させ、新たな権利闘争を生み出すと考えるものである。

#### 1 工場生産における労働過程の変化

資本主義発展のこれまでの歴史は、労働が細分化され、分業が促進され、労働者がいわば長大なベルトコンベアの部品化され、機械の従属物化される歴史であった。まず、資本主義初期段階で精神労働と肉体労働が分離され、指揮と監督の労働は資本家によっておこなわれた。まもなく管理労働者がこの資本機能を代行するのであるが、管理労働者の業務も細分化され分断される。そして、工場労働は機械の操作に必要な若干の知識だけしか有しない「知識から遠ざけられた」労働者の大群を生み出す。もちろん高度な知識を有する労働者の一群も形成されるが数の上で問題にならない。大多数の労働者は、自分に割り当てられた機械の付添人化され、かつ、その割り当ても、細分化、単能化の方向で進んできた。

この細分化・単能化の方向は、工場に配置される工作機械によって端的に示される。自動車工業を例にとれば、戦後初期の自動車工場では、多能機または汎用工作機械が使用されていた。これらの機械には多種の作業能力が要求され、作業内容の変更のために特殊な調整が必要とされ、これを用いての作業には、腕に覚えのある熟練工を必要とした。ところが、画一大量生産の発展につれ、

まず、多能機や汎用工作機械の専用化がおこなわれる。多能機や汎用工作機械のさまざまな能力を全面的に使用するのではなく、一種類または数種類の加工作業に限定して使用し、作業の種類、切替にともなう調整作業や熟練を排除し、これらの専用化した多能機や汎用工作機械をライン化する。それにともない、これを使用する労働者は熟練工や特技工である必要が減少する。さらに、この過渡的時期を経て、単能機械によるラインが作られる。この過程において、機械のおこなう作業の細分化にともない、労働者の性格は等質的となり、それにともない熟練度は低下し、労働者にとって、課せられた分担を果たすための速度と方法についての選択の自由は、狭められる。

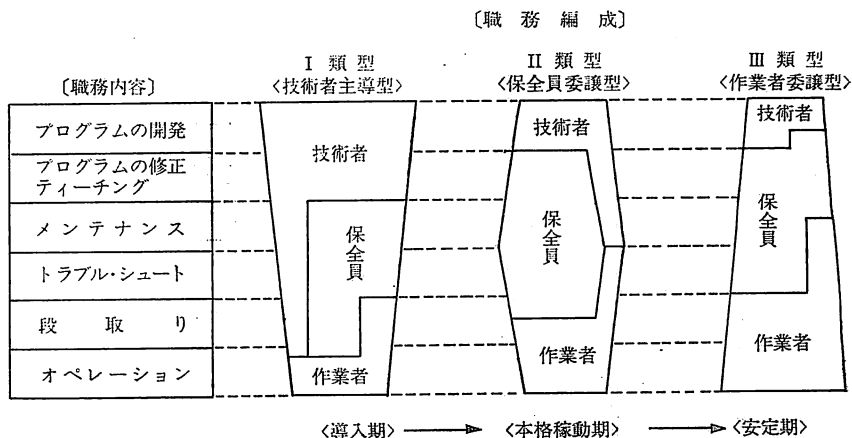
ところが、自動車工業におけるME化の進展は、このような細分化、単能化の傾向を根本的に変えてしまう。ME問題の将来を語る論説のなかには、ME化の進展に伴い労働者の業務内容が単純監視労働となっており、今後ますます労働の非人間化が進むかのごとき予測を述べているものが散見されるが、これは、日本の現場実体とかけ離れたものである。確かにアメリカでは単純監視労働と保守点検業務が分離され、労働の単純化傾向もあるが、これは労働組合の運動により規定されたアメリカ的現象にすぎない。労働生産性の向上に意欲を燃やす日本の資本は、労働者を単純監視労働のみに従事させるというような無駄なことはせず、もっと労働者の「インテリジェンス」（知性）をあてにする。何故なら、ME機器は、故障やトラブルが頻発する。産業用ロボットを例にとれば、信頼性の一つのバロメーターであるMTBF（平均故障間隔）は、七五・一％が一〇〇〇時間未満であり、さらに一〇〇時間未満が二八・七％とかなりの比率を占める。<sup>6)</sup>そのため、頻繁な保守・点検・修理・調整作業を必要とする。また切削屑の処理等の作業も必要である。

一方、生産工程は、さまざまな機械のあいだが自動運搬装置や自動制御装置で連続され、一体化されているから、これらの一体化された生産工程全体についての知識がなければ、労働者は、保守点検・修理調整等の仕事をなしえなくなる。そして、これらの高度化した現場労働者の知恵がなければ、生産工程更新の設計・企画を無駄なくなしとげることもできなくなる。

また、自動制御されるNC工作機、溶接ロボット、組立ロボットその他の機器の作動手順を考え、プログラムを作ったり、これを機械に覚えこませたりする作業についても、専門技術者だけでなく、教育を受けた現場労働者も従事している。

こうして、オートメーション技術にMEが大幅導入されることにより、工場労働者の労働内容は、細分化され単純化された加工の機能から、企画、設計、自動工作機械の調整・修理・点検・保守といった機能が重視される方向に大転換していく。もちろん、現在はその移行過程にあるのであるから、MEの進展に対応しきれない高年齢層の処遇の問題や知識の程度に応じた労働者の階層分化やそれを通しての資本の労務管理強化等の問題がつきまとうが、大局的にみて、工場労働者がかつての機械の従属物の地位から、もう一度、精神

第1図 メカトロニクス化の進展と職務編成方法の変化



労働の一定部分を取り戻して生産工程全体を見通して管理する能力の一部を取り戻しつつあるといつて過言ではないと考える。

このような変化は、工場内での職務編成の変化という形でも現われる。第1図は、雇用職業総合研究所研究員の伊藤実氏の作成したものである。<sup>7)</sup>



私は、業種・部門・職階等によって、精神労働の細分化・分断化の進行する部分と、これが再統合される部分が複雑にからみ合うと思うが、総体として、精神労働の再統合により、企業や自分の職場の状況を総合的に理解し、これに基づき判断する労働者がふえるのではないかと考えている。この点については、今後のOA化の動向に注目しつつ、実証的に検討する必要があると思う。

#### 四 労働過程の変化による権利闘争の変化

工場労働におけるME化の進展は、新たな労働者を生み出しつつある。これまでは、労働過程の細分化により単純化された加工の機能のみを受け持たされていたのが、精神労働の一定部分を回復し、企画、設計、調整、修理、点検、保守といった機能が重視され、生産工程全体を見通して管理する能力の回復がもたらされている。

事務労働の分野においては、ME化の進展の影響は未だに十分解明されていないか、企業経営管理に必要な総合的な情報に接近して、企業と職場の状況について総合的な判断を下す能力を持った労働者の増大する可能性がある。

資本主義的管理の核心は、相対的少数の精神的労働者に一定の特権を与えて、指揮・監督・管理をおこなわせ、その余の労働者の労働内容は分断化・細分化し分裂支配することであった。ところがME化の進展による技術進歩は、精神的労働の比重を増大させ、これにより、個々の労働者に生

産工程全般を見通す能力を付与し、労働の分断に伴う分裂支配を克服する契機を与え、労働者が生産の様式と量、生産に与えるべき方向の決定に参加する能力を高める。この労働者の能力の拡大が労働者階級の運動と結合すれば生産点において生産力発展とその方向についてのイニシヤチブをとり、資本の経済的支配にたいする民主的統制を実行するとどまらず、労働者の側で立案した政策を実行させる展望が生まれてくる。

これを換言すれば、ME化の進展は、労働者の闘争の質を、技術進歩の具体的な否定的諸結果に反対する闘争のレベルから、それにとどまらず、技術進歩が社会の進歩に役立つような社会的、経済的諸関係の変革のための闘争へと高めるための基礎的条件を生み出しているのである。

もちろん、このような条件が整いつつあるからといって、直ちに、これが権利闘争に具体化するわけではない。労働者が自らどのような組織をもち、どのような運動を展開するかによって行方はまったく異なってくる。事前協議制もへたをすれば事前協力制になることがありうるし、労働者階級の力次第では、一時的に「有害な諸結果」を押しつけられることもありうる。しかし、一時的にこのような否定的現象が表われたとしても、労働者の質的变化はますます進行するであろうし、それが新たな組織と運動を作り出していかざるを得ないであろう。

このような新しい権利闘争の展開される萌芽は、日本の労働運動のなかにいくつかがみられる。その一つは、朝日新聞における権利闘争の経験で

ある。朝日新聞では一九八〇年からコンピュータによる紙面作りが開始されているが、この開始に至る九年間に全職場から総質問運動が展開され、東京支部での二五〇回に及ぶ労使交渉（事前協議）により「有害な諸結果」が最大限排除された。これが可能になったのは、新聞労働者が紙面作りを含む政策立案能力を持ち、毎日新聞再建闘争にみられるように、労働者と労働組合のイニシヤチブを一定程度發揮しうる段階に到達しているからである、と私は考える。

ME化の進展にともなう労働過程の変化と労働者の変化に根ざした労働運動が構築されるなら、「合理化」にたいする闘争は、たんなる抵抗闘争にとどまらず、「有害な諸結果」を排除し、かつ、労働者が経営戦略を含めてイニシヤチブを發揮する「結果の原因」との闘争へと発展することをも展望しうるのである。

#### 五 終わりに

今日、一九五〇年代後半以降、オートメーション化の進展にともなう労働者の変化を基礎に、生産点での労働者のイニシヤチブを確立して展開されたイタリア等における運動の経験と蓄積について再度整理をし、日本のME化の進展状況についての分析と結合させ、ME技術の資本主義的利用により深刻化している職場実態に根ざした職場要求に基づく運動が展開されたとき、戦後の日本の労働運動の質をはるかに超えた労働運動が展開されるであろう。そして、その時、日本におけるME



E技術は、労働者と労働組合のイニシヤチブのもとで、これまでと異なる役割を果たすであろう。

- (1) 岡村親宜「ME革命への挑戦——働く側の論理」『労働法律旬報』一〇八六号、一〇八九号、一〇九五号)

塚原英治「VDT労働協約基準試案とその解説」

- 『月刊いのち』二二〇号、日本労働者安全センター刊)

古川景一「産業用ロボットの安全衛生基準」

- 『月刊いのち』二〇四号、日本労働者安全センター刊)

古川景一「産業用ロボット安全協約基約基準」

- (第一試案)『月刊いのち』二〇七号、日本労働者安全センター刊)

(2) アルフレッド・ブラウントール(国際自由労連経

- 済社会部長)「労働組合運動とオートメーション」季刊『ILO時報』一九五八年第一号

(3) 小林勇「現代『合理化』と国際労働組合運動」

- 『労働組合運動の理論』第六巻所収一六九頁)

(4) 前同一七一頁

(5) 岡村親宜「ME革命への挑戦——働く側の論理

- 」『労働法律旬報』一〇八九号)に詳細な内容が紹介されている。

(6) 『日経メカニカル』八一年九月号

(7) 『日本労働協会雑誌』二九四号

(8) 鈴木耀太郎「OA化の進展とホワイトカラー」

- 『日本労働協会雑誌』二九四号)

(9) 宮野伸介「職場要求の実現が新技術導入の条件」

- (季刊『労働法』一一三三号)

### 新組合活動家ノート

内山光雄著

職場闘争の理論と実践で豊富な蓄積をもった著者が大衆討議や集会の運営・要求の引出しや固め団交・争議の取り組みを具体的に語る。

B 6 上製  
272頁  
¥1400

### 職場の労働運動

要求づくりと団体交渉  
内山光雄著

労働運動の戦闘性回復と職場を基点とした要求づくりから団体交渉、ストライキの戦略戦術にいたる実務と方法をわかりやすく語る。

B 6 上製  
264頁  
¥1200

### 経営分析と労働組合

角瀬保雄・君塚芳郎・敷田礼三・中山金治・山口 孝 共著

会社発表の「黒字」はもちろん、「赤字」のゴマカシも見破る方法を具体的に解説。多くの組合が活用して、賃上げと一時金の獲得に成功。クビキリ反対闘争にも役立つ。

B 6 上製  
320頁  
¥1500

### 組合活動の自由

榎井常喜著

資本の組合攻撃の手口を、具体的に明らかにしながら、それとたたかいたいを通して労働者の権利と団結をどう守りたかめるかを説く。

B 6 上製  
224頁  
¥1200

### 職場の労働法

齊木宗也著

「合理化」下の職場で、労働者がぜひ確保しなければならない権利を明らかにし、職場の権利をどう守り確立するかをやさしく解説。

B 6 上製  
232頁  
¥1200

### 労務管理と労働組合

木元進一郎著

賃金・要員・昇進・時間管理・企業内教育・組合対策・思想攻撃などアメリカ式管理の考へ方・手口を明確にし職場で打破の指針を示す。

B 6 上製  
242頁  
¥1200